

議案第89号

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年11月5日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 89号 | 1  |

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例  
守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

第7条及び第8条を次のように改める。

第7条及び第8条 削除

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 89号 | 2  |

提案理由（議案第89号）

提案理由を申し上げます。

本案は、当該年度の市民税が確定する前に暫定的に前年度の介護保険料を基準として賦課する普通徴収の特例の規定を廃止し、介護保険料の普通徴収の納期を年6回から年8回に変更するために条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

|     |    |
|-----|----|
| 議案  | 頁数 |
| 89号 | 3  |

守谷市介護保険条例新旧対照表

| 改 正   | 現 行   |
|---|---|
| <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 <u>普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)</u>は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>7月1日から同月31日まで</u></p> <p>第2期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第3期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>第4期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第5期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>第6期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第7期 <u>1月1日から同月31日まで</u></p> <p>第8期 <u>2月1日から同月末日まで</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>第7条及び第8条</u> 削除</p> | <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 <u>普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)</u>は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>4月1日から同月30日まで</u></p> <p>第2期 <u>6月1日から同月30日まで</u></p> <p>第3期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第4期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第5期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第6期 <u>翌年2月1日から同月末日まで</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>(普通徴収の特例)</u></p> <p>第7条 <u>保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税若しくは非課税の別又は地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため、当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の第4条に規定する保険料率の額を当</u></p> |

|     |    |
|-----|----|
| 89号 | 議案 |
| 4   | 頁数 |

該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

- 2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（普通徴収の特例に係る保険料の額の修正の申出等）

第8条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正

しなければならない。

議案

89号

頁数

6